

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/WP.3

Agenda item: AI と軍事 (AI and the military)

2025 年 8 月 4 日

Sponsor: Argentina, Austria, Brazil, Canada, Chile, Costa Rica, Egypt, Estonia, Ethiopia, Germany, Japan, Kenya, Mexico, New Zealand, Panama, Philippines, Serbia, South Africa, Syria, Ukraine

第 80 回国連総会第一委員会は、

AI を使用した大量破壊兵器を認めないことを強調し、

1948 年に国連総会で採択された「世界人権宣言」を想起し、

1949 年の「戦争犠牲者の保護のためのジュネーブ諸条約 (Geneva Conventions for the Protection of War Victims)」と 1977 年に締結された二つの追加議定書 (1977 Additional Protocols) に、武力紛争の際に適用する原則や規則を網羅している「国際人道法」に好意を示し、

国連総会によって設置された「政府間専門家会合 (GGE)」の取り組みに賛同し、

自律型致死兵器システム (以下、LAWS: Lethal Autonomous Weapon Systems) は、人間の意思を介在させずに攻撃を行うことができる非人道的な兵器であることを遺憾に思いながら言及し、

軍事的な AI の使用において意味ある人間の関与が必要であることを断言し、

LAWS には、必ず人間の意志で使用を中断できるプロセスが無くてはならないことを強調し、

AI の正しい使用を促進させるためには、国内、国外共に取り締まりや協力体制を強化する必要があることを認識し、

国内の政治は、各国の中核となる行為でありその国民のために独自に行っていくものであると信じ、

AI にかかわる人々は責任感を持って行動しなければならないということを再確認し、

AI などの先進技術は、生活を豊かにするために開発されたものであるということを再確認し、

健全な AI の発展は国の利益になることを認識し、

人の生命や基本的人権に対して脅威をもたらす AI システムの使用は望ましくないということを強調し、

人工知能（AI）が持つ持続可能な開発への潜在的な貢献を認識するとともに、その誤用によるリスクを認め、

生成 AI のシステムのライフサイクル全体における透明性、責任性、人権尊重、安全保障の重要性を強調し、

各国および国際機関による AI 規制枠組み構築への継続的な取り組みを是認し、

1. 国に対し、リスクをベースとした下記のような基準で AI を評価し、規制するように要請する：
 - a. 許容できないリスクを持つ AI に対してはその利用を禁止、
 - b. 高いリスクを持つ AI に対しては以下のように規制、
 - i. 人間による監視、
 - ii. サイバーセキュリティの確保；
 - c. 限定的なリスクを持つ AI に対しては透明性を確保する義務を課すこと、
 - d. 最小限のリスクを持つ AI に対しては特に義務を設けず、各人が主体性を持って規制；
2. 生成 AI によって生成された文章などにその旨を記載するのか国際的あるいは各国での統一的な決定；
3. 加盟国に対し、完全自立型兵器、及び、最終判断を AI に任せ、人間の意思決定なしに殺傷力をもって交戦することのできる兵器システムの開発、配備および使用を禁止することを要請する；
4. 加盟国に対し軍事分野における AI システムは「意味のある人間の関与（meaningful human control）」を適用し、以下の事項に準拠することを要請する；
 - a. 開発時、評価基準に則った製造を行い、誤作動がないか検証を行う、
 - b. 緊急停止ボタンのように、人間の意思で使用を中断することのできるプロセスを内蔵する、
 - c. 誤作動やハッキングを防ぐために、常にサイバーセキュリティを確保する、
 - d. 使用目的を防衛のみとし、民間人に危害を加えない、
 - e. あくまで国の管理下に保持し、非国家団体に渡らないようにする、
 - f. 最終的な判断は人間が行う；
5. 国際刑事裁判所(ICC: International Criminal Court)に対し、AI の取り締まりを行うための新部門を設立することを要請する；
6. AI に関する新部門に対し、AI の誤作動を起こした際の責任追及のために、AI の誤作動による被害の責任帰属に関し、その誤作動の原因に応じて、複合的に責任を追及するという前提の上で、責任者への制裁などを話し合うための裁判を行うことを要請する；
7. 事務総長に対し、誤作動を起こした際の調査及び報告を行うことを提案する；
8. GGE に対し、サイバーセキュリティの基準を設けることを要請する。